

山武市と学校法人千葉学園千葉商科大学人間社会学部との連携・協力に関する協定書

山武市(以下「甲」という)と学校法人千葉学園千葉商科大学人間社会学部(以下「乙」という)は、次のとおり、連携・協力に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が、各々の資源や機能等の活用を図りながら、相互に連携・協力することにより、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(連携・協力をを行う事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。当該事項を推進するため、必要に応じて協議を行い、実施事項については甲と乙が合意の上、決定する。

- (1) 広報活動に関すること。
- (2) 前号のほか、甲と乙が合意する事項に関すること。

(秘密の保持)

第3条 甲と乙は、本協定に基づく事業により事業対象者から提出又は開示された全ての資料、文書、その他の関連情報(口頭により提供又は開示されたものを含む。)及び各当事者に帰属すべき業務上の一切の情報(以下これらを総称して「秘密情報」という。)を第三者に開示又は漏洩してはならない(以下「秘密保持義務」という。)。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。なお、この場合であっても、秘密情報を提供又は開示する各当事者は、提供又は開示先が秘密情報の保持を厳守するよう万全の処置を講じるものとする。

- (1) 連携協力の遂行上必要な範囲内でその役職員に秘密情報を開示する場合
 - (2) 法令、規則、行政庁の命令により秘密情報の開示義務が課される場合
 - (3) 弁護士等法令上守秘義務を負う外部専門家に秘密情報を開示する場合
 - (4) 事前に提供又は開示を行った当事者の同意を得たもの
- 2 前項において次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に含めない。
- (1) 開示若しくは提供を受け又は知得した際、すでに自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示若しくは提供を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示若しくは提供を受け又は知得した後、自己の責によらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

3 秘密情報の提供又は開示を受けた当事者は、善良なる管理者の注意をもってその取り扱いに万全の措置を講じるものとする。

4 本条に定める秘密保持義務は、第6条にかかわらず、本協定が期間の満了により失効した後においても存続するものとする。

(山武市応援学生隊の委嘱等)

- 第4条 第1条の目的を達成し、第2条の事項を遂行するために、山武市応援学生隊(以下「学生隊」という。)を設置することができる。
- 2 学生隊の隊員は、乙の推薦に基づき、甲が委嘱する。
 - 3 学生隊の委嘱期間は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(協議事項)

第5条 本協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

(有効期間)

第6条 本協定は、締結の日から発効し、有効期間は協定締結の日から、令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから申し出がない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年11月1日

甲 千葉県山武市殿台29.6番地

山武市

山武市長 松下 浩明



乙 千葉縣市川市国府台1-3-1

学校法人千葉学園

千葉商科大学人間社会学部

学部長 鎌田 光宣

